

## 「2016年版訪問看護関連報酬・請求ガイド(第1版・第1刷)」の補足・訂正について

皆様には標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をかけて申し訳ございませんが、疑義解釈資料の追加、訂正か所をご確認の上ご訂正くださいますようお願い申し上げます。

## 【介護保険】

- P14 【参考】介護保険制度の概要（利用の手続きとサービス）の図中  
○居宅サービスの中の・療養通所介護⇒ ○地域密着型サービスへ移動
- P41 2. 加算の1) 訪問看護強化体制加算⇒ 訪問看護体制強化加算

## 【医療保険】

- P46 ●ハ 緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師の訪問看護基本療養費  
算定要件 ○の文中「真皮までの褥瘡の状態にある利用者」⇒ 「真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（在宅患者訪問褥瘡管理料を算定する場合は真皮までの褥瘡の状態にある利用者）」
- P64 ■（新設）退院後訪問指導料  
※介護保険の訪問看護費と同一日・月の算定可⇒当該保険医療機関と同一の保険医療機関及び特別の関係にある保険医療機関は、医療保険の在宅患者訪問看護・指導料及び介護保険の訪問看護費は算定できない ※平成28年4月25日事務連絡 疑義解釈資料の送付について(その2)
- P68 医療観察訪問看護基本料（I）  
週3日まで580点⇒555点 週4日目以降680点⇒655点  
445点⇒425点 530点⇒510点
- 医療観察訪問看護基本料（III）  
週3日まで293点⇒278点 週4日目以降343点⇒328点  
225点⇒213点 268点⇒255点
- ※訪問看護事業型指定通院医療機関（訪問看護ステーション）は、改定が無かったので元に戻す。
- P69 表中の2. 訪問看護管理療養費の○末期悪性腫瘍等と特別指示書又は精神科訪問看護基本療養費⇒○末期悪性腫瘍等と特別指示書又は精神科訪問看護基本療養費（認知症除く）
- P70 表中の右側：介護保険の下段  
○サービス提供体制強化加算 ⇒ ◎サービス提供体制強化加算  
◎看護体制強化加算 ⇒ ○看護体制強化加算
- P77 <外泊時の訪問看護>表中 医療保険（医療機関）退院前訪問指導料：555点 ⇒580点
- P82 1) 医療費控除 表中 医療保険の欄の(4) ~~在宅がん医療総合診療料に係る訪問看護~~を削除
- P150 右の欄を削除

※その他誤字修正

- P57 表中のト欄 人材⇒人材、P62 在宅がん医療総合診療料の2行目 指名⇒氏名